

AYLA INC.

子ども虐待及び 不適切支援の防止

～子どもの最善の利益の保障～



適切、不適切の**根拠**を考える

一人ひとりのイメージが違うからこそ

育ってきた環境の違い、幼少期や学齢期にどのような関わり方をされてきたか、自分自身の親はどのように接してきたか、人それぞれ感じ方、考え方、振る舞い方は千差万別です。

何が不適切で、何が適切であるか？を考えるときに、自分のイメージや感じ方に頼るのではなく、根拠を抑えておくことは専門職として大切な視点だと考えます。

まずは私たち児童福祉施設が根拠とすべき児童福祉法や、その他関連法令、ガイドラインをもとに、私たちにとっての適切、不適切を定義しましょう。

児童福祉法



第一条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、**その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その**最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成される**よう努めなければならない。

児童憲章



われらは、日本国憲法の精神にしたがい、
児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるため
に、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

子どもの権利条約



●生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

●子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもにすることが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

●子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

●差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

児童発達支援ガイドライン



2 権利擁護

障害のある子どもの支援に当たっては、児童の権利に関する条約、障害者の権利に関する条約、児童福祉法等が求める子どもの最善の利益が考慮される必要がある。特に、障害のある子どもが、自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための支援を提供される権利を有することを認識することが重要である。具体的には、職員は、子どもの意向の把握に努める等により、子ども本人の意思を尊重し、子ども本人の最善の利益を考慮した支援を日々行う必要がある。また、障害のある子どもの権利擁護のために、虐待等の子どもの人権侵害の防止に関する次のような取組も積極的に行っていくことが重要である。

児童発達支援ガイドライン



(1) 虐待防止の取組

○虐待防止委員会の設置など、必要な体制の整備。

*虐待防止委員会の責任者は、通常、管理者が担う。虐待防止委員会を組織的に機能させるために、苦情解決の第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせるとともに、児童発達支援管理責任者等、虐待防止のリーダーとなる職員を虐待防止マネージャーとして配置し、研修や虐待防止チェックリストの実施など、具体的な虐待防止への取組を進める。

○虐待防止啓発のための定期的な研修

○児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号「**児童虐待防止法**」）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号「**障害者虐待防止法**」）について理解する。

○「**障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き**」は必ず読む。

○職員等からの虐待（特に性的虐待）防止のため、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援が実施できるようにする。

○職員等から虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合（相談を受けて虐待と認識した場合を含む。）、その職員は、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、児童発達支援の通所給付決定をした市町村の窓口に通報する。

○子どもの状態の変化や家族の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努める。

○保護者に対する相談支援やカウンセリング等による未然防止の支援。

○職員は、保護者による虐待を発見した場合は、児童虐待防止法第6条に規定されている通告義務に基づき、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等へ速やかに通告する。

○虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や児童家庭支援センター、市町村の児童虐待対応窓口、保健所等の関係機関・団体と連携して対応する。



児童福祉の基本理念

子ども本人の 最善の利益の保障

これを追求することが虐待の未然防止にもつながる





虐待の種類

子ども虐待の考え方

何人も児童を虐待してはならない

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

児童虐待が子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、子ども虐待の防止等に関する施策を推進する法律が整備されてきました。

児童虐待への対応に際しては、常にこうした認識に立ち、「子どもの権利擁護」を図るよう努めることが求められています。また、児童虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、正当化されるものではないことは言うまでもありません。

児童虐待の定義

身体的虐待

子どもの体に外傷が生じる又は生ずる恐れがある暴行を加える事。

性的虐待

児童に直接わいせつな行為をする又はさせる以外にも、見る、見せる等の広い行為が含まれる。

放棄・放置

児童の心身の正常な発達を妨げるような長時間の放置、放棄。著しい減食等。暴行、虐待行為の放置等。

心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行う事。

虐待は犯罪！

虐待には色々な種類がありますが
身体的な虐待は傷害罪、性的虐待は強制わいせつ罪
心理的虐待は辱罪、すべて「犯罪行為」です
絶対にあってはならないという意識を全員が持ちましょう

不適切保育とは

**子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、
改善を要すると判断される行為**

- ① 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- ② 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- ③ 罰を与える・乱暴な関わり
- ④ 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- ⑤ 差別的な関わり

“不適切保育”も禁止

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

第9条の2においては、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、

（中略）当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」との不適切な保育や施設内での虐待を禁止する旨の規定が置かれているが、保育所内の不適切な保育等の防止の取り組みや、保育所内で起こった不適切な保育等への保育所や自治体の対応について、現在、国から自治体等に対して統一的な考え方を示したものはない。

一方で、近年、児童福祉施設内における不適切な保育やそれに類する事例の報告・報道が相次いでなされており、自治体における実態把握の実施状況を確認するとともに、不適切な保育の未然防止策や発生時の適切な対応について検討する必要性が生じている。

不適切保育は
“子どものも最善の利益”
や“人権の尊重”の観点と
深く結びつくもの

不適切保育自体は、いかなる背景があったとしても肯定できるものではない



**時代とともに子どもに対する
最善の利益の保障という考えや
多様性を尊重する社会の流れから
より一層「人権」への意識が高まり
高度な配慮が必要になっている**





虐待としつけ

虐待としつけはどう違う？

虐待をする人は、多くの場合それが「しつけ」だとして虐待をしているという自覚がない事があります。同じく、される側の子どもも自身も、自分がされていることが虐待だという認識を持たないことから、発覚や対処の遅れにつながりやすいといわれています。ですが、重要なのは本人の自覚は問わないということです。

虐待

大人が自分の言うことを聞かせるために暴力等を用いることで、「親が自分のために行うこと」

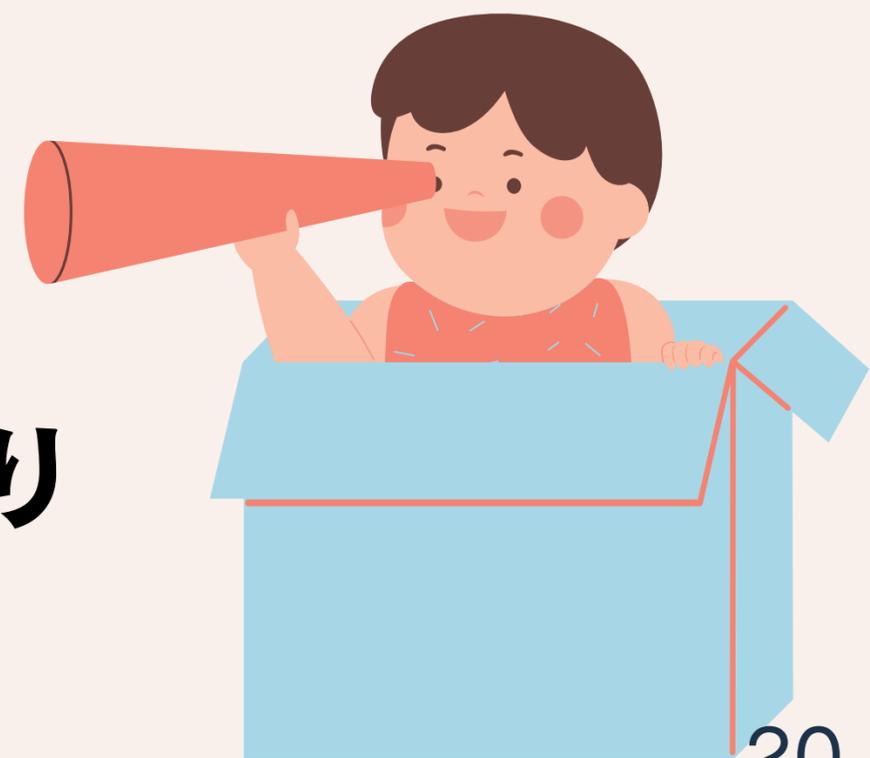
しつけ

子どもが自立していく上で必要なスキルやルールを教えるものでありあくまで「子ども」が主人公

子どもの「しつけ」を線引きする上で
“**今日**”がキーポイントになる！

子どもの発達の最近接領域をもとに
「今のこの子に合った声掛けか」確認
=**今日の姿**からの支援

その行動を「今すぐに」できないと
その子は生涯、困るのかという立ち止まり
=**今スグ**にこだわらない支援





**子どもの人権擁護の観点で見て
不適切な支援、かかわりというのは
子どもの思い<大人の思い
支援者主体の支援になっている時
と、言い換えることもできます**



不適切支援をすすめる人が 悪い支援者ではない

意図的な身体的、心理的、性的な不適切行為は別！
ですが、大半の「不適切なかかわり」のはじまりは
支援者の強いこだわりや、支援観だったりします
(〇〇させなければ、〇〇すべき)

これ「体罰」です

- 何度も言葉で注意したけどいうことを聞かないので頬を叩いた
- いたずらしたので長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった

令和2年2月厚生労働省 「体罰によらない子育て推進に関する検討会」資料より

「体罰は、しつけ」「愛情あるからこそ」

「自分が子どものときは当たり前だったから」

「言って聞かせてわからないから叩くしかない」

「子どもが危険な状態だったからそれしか手段がなかった」



体罰によるしつけの禁止

児童虐待防止法

第14条（児童の人格の尊重等）

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならないが、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

第25条（虐待等の禁止）

特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

虐待が子どもに与える影響

- **力による対人関係（支配・被支配関係の再現性）**
- **自信の欠如（自尊感情の低下）**
- **注意、多動の問題（ADHDに酷似した症状の表出）**
- **集団生活への不適応**
- **感情の抑制、抑圧**
- **発達段階にそぐわない性的行動や他者を傷つける性的行動**
- **希死念慮、自傷性（内在化障害）**
- **反社会性逸脱行為、非行等（外在化障害）**

「罰」による影響

障害児療育では発話による意思疎通ができない自閉症の子どもにも有効な療育方法として**応用行動分析**（ABA）という学問を用いることがあります。ABAでは、好ましい行動には強化（褒める・認める）することで増加させ、好ましくない行動は弱化（ペナルティ、本人にとって良くない事） をすることで減少させていくという取り組みを行います。ただし、研究によって、この弱化によって得られる効果は一過性であるとわかっています。また、弱化を受けて行動を抑制されてきた子は、同じく弱化を手段として獲得します。また、その時は行動を抑制することができたとしてもエスカレートした別の問題行動として表れてくることが分かっています。



**子どもを抑え込もう
力でコントロールしよう、と
すればするほどに二次的な課題が
増えていきます**



子どもの権利

社会権

人間らしく
豊かに生存する権利

生存権

健康で文化的な
生活を営む権利

自由権

国家から制約や強制されず
自由に考え行動できる権利

すべての国民は、子どもが良い環境に生まれ、社会のあらゆる分野において子どもの年齢や発達の程度に応じてその意見が尊重され、子どもの最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないとされ、子どもの最善の利益を具体化する要件として子どもの意見表明権が位置付けられています。

それはなぜ？

自分も他人も大切にすることを育てる

権利意識とは「**自分を大切にしたい**」と思う心の有り様で、言い換えると自尊感情とすることができます。この自尊感情を培うためには幼少期におけるアタッチメント関係を基盤に「大切にされている」といった思いを育むことが必要です。他人の人権や権利への認識はこうした「自分を大切にしたい」という意識の上に成り立つもの。つまり、自尊感情が他者を尊重する心を育むといえるのです。権利の侵害を受け、自尊感情を育むことが困難な子どもは結果的に他者への権利侵害をおかし、自己否定感を更に強化するという悪循環に陥る傾向にあります。

“子どもの意見を確かめる”

子どもの権利に関する条約では、

- ①生存・発達のために必要なものを与えられる権利
- ②有害なものから保護される権利
- ③自分に関わることに参画する権利

に分類することができますが、注目していただきたいのは、与えられ、保護されるといった受動的な権利だけでなく「自ら参画する」という子ども観に基づいた主体的、能動的な権利の保障が含まれているという部分です。大人による「子どものために思って」という保護的な関わりに偏らず子ども自身から考えを聞く、教えてもらうという探り合いの過程こそがきわめて重要なのです。



暴力は暴力を呼びます
悲しい連鎖を断ち切るために
未来を生きる子どもたちが
現在をよりよく過ごし
自分も他者をも大切にできる
豊かな心を育てることが
先に大人になったものの努め



支援者主体ではなく 子ども主体に

◎子ども主体の発達過程や理解度に合わせて
注意する基準を定めてみる

◎子どもの発達過程上の「好ましい変化」である
という見方も、定期的に確認する

「お友達が作った積み木を壊してしまいます」

上記のような状況は療育の中ではよく聞かれることだと思います。子どもの発達過程では、**感覚運動期**（目安：0～2歳）という時期があります。この時期の子どもは、手に持ったスプーンを繰り返して床に落としたり、玩具を壁に投げつけたり、積み上げた積み木を壊したり、破壊的に見える行動を取ることがあります。

それは、物の形が変化することを確かめたり積み木が崩れる音を楽しんだりという感覚面の探索行動と考えることができ、とても大切な発達の過程のひとつです。この感覚運動期は二語文の獲得とともに完成すると言われています。



支援者である前に
子どもたちの権利を守るのは
大人としての社会的責任

療育はそこに加わる専門性

子どもを殴ることと愛情を込めてたたくことには大きな違いがあります。体罰の禁止はやりすぎではないですか？

「愛情を込めてたたく」より、殴る方が子どもの受ける身体的な痛みは大きいのかもれません (p.8 「体罰は子どもを本当に傷つけるのでしょうか？」参照)。しかし、程度の違いはあってもどちらも暴力であり、子どもの尊厳や身体的不可侵性を侵害するものであることに変わりはありません。私たちの社会は、高齢者への暴力に対する議論において、その程度を問うことはありません。ではなぜ、子どもへの暴力については、程度の議論が生じるのでしょうか？また、人を愛することと痛めつけることを結びつけようとするのは明らかに危険です。「愛情を込めてたたく」の議論は、子どもに対する暴力に関する議論の中で、最も大きな矛盾を生むものです。このように、一見すると、子どもへの悪影響が緩和されたかのような表現を使うことは、子どもの権利を侵害する暴力行為を包み隠してしまうのです。

一方、「軽くたたくことと虐待は大きく異なる」と主張する人がいます。「愛情」があるか否かでなく、暴力の程度が問題であるという主張です。しかし、大人が暴力の程度を正確にコントロールすることができるという前提に立つこの主張は、既に反証されています。研究によって、通常、意図していたよりも強い力が使われており⁷、その力は次第に強まるということが立証されています⁸。そして、繰り返しになりますが、たたく力の程度の問題ではなく、行為自体が、尊重されるべき子どもの権利の一つである、身体的不可侵性を侵害していることを忘れてはいけません。

7. Kirwaun, S. & Bassett, C. (2008), Presentation to NSPCC: Physical punishment, British Market Research Bureau/National Society for the Prevention of Cruelty to Children

8. Shergill, S. S. et al (2003), "Two eyes for an eye: The neuroscience of force escalation", Science, vol. 301, 11 July 2003, p. 187

「愛情を込めてたたく」より、殴る方が子どもの受ける身体的な痛みは大きいのかもれません。しかし、程度の違いはあってもどちらも暴力であり、子どもの尊厳や身体的不可侵性を侵害するものであることに変わりはありません。私たちの社会は、高齢者への暴力に対する議論において、その程度を問うことはありません。ではなぜ、子どもへの暴力については、程度の議論が生じるのでしょうか？また、人を愛することと痛めつけることを結びつけようとするのは明らかに危険です。「愛情を込めてたたく」の議論は、子どもに対する暴力に関する議論の中で、最も大きな矛盾を生むものです。このように、一見すると、子どもへの悪影響が緩和されたかのような表現を使うことは、子どもの権利を侵害する暴力行為を包み隠してしまうのです。一方、「軽くたたくことと虐待は大きく異なる」と主張する人がいます。「愛情」があるか否かでなく、暴力の程度が問題であるという主張です。しかし、大人が暴力の程度を正確にコントロールすることができるという前提に立つこの主張は、既に反証されています。研究によって、通常、意図していたよりも強い力が使われており、その力は次第に強まるということが立証されています。そして、繰り返しになりますが、たたく力の程度の問題ではなく、行為自体が、尊重されるべき子どもの権利の一つである、身体的不可侵性を侵害していることを忘れてはいけません。

セーブザチルドレン 「子どもに対するあらゆる体罰を禁止するために」より



職員の声

自分自身の支援に対して

その子が元々その活動に興味がなく、でも支援者としては活動に参加してほしい思いから活動を促したが、少し涙目になって拒否していたとき。どこまでやるべきことを促すべきなのかどう促したらいいのか悩んだ。

子どもに前触れなく突然叩かれた時、自分の体で子どもの行く手を阻み「待って。お話ししよう。」と話しました。理解力もあるお子様でしたので、話をしようとその時は試みましたが、お子様は逃げようとしていました。あとから思うと、その場を立ち去ろうとした本人の気持ちを止めずに、一緒に歩いて話しかけることもできたし、「あとで話そうね。」と声かけして、その子に考える時間を与えて、落ち着いてからお話ししに行ってもよかったのかな、と思いました。

その場ですぐ"暴力はいけないことと、今教えなきゃ！"と躍起になっていたのは、自分の都合であるとのちの虐待研修にて気づきました。それ以後は、お子様同士のトラブルでも他害をしてしまったお子様に気持ちの整理がついていないうちから、むりやり解決の方向に持って行こうとせずに、落ち着いてからなぜいけないか話して、ごめんねを手伝える環境をつくるように努力しています。

自分自身の支援に対して

学校お迎えで車に乗りたくない、行きたくないとなった際に無理に連れて行く。次のお迎えもあるので、「乗りたくない」という気持ちに納得いくまで付き合ってもらえない心苦しさを感じた。

痙攣があった際、他の聴覚過敏の利用者を考慮し、痙攣が起きている児童を室外に連れていくなどの対応をしても良いのか。また、実際痙攣が起きている児童を室外に連れていく（個室に入る等）をする際、それを拒絶しその場を動かない痙攣中の児童の意思に反して移動させることもあり、常にこれで良いのか悩んでいる。

「〇〇しないと遊びません」などの言葉かけは脅しになってしまうのか、悩んだ。

活動や勉強などを強要してしまった。

ご利用者様が危険リスクの高い行動をした時に咄嗟に大きい声を出してしまった。

自分自身の支援に対して

注意をする際、お子さまを追い詰めるような言動がなかったか、自信がないところがあります。

トイレ、オムツ替えの介助。嫌がっている中、無理に替えさせようとしてしまった。

周囲の職員が不適切なかかわりをしてしまっている時に、何も声をかけられなかった。



職員アンケートを通じて・・・
一人ひとりが悩みながら、子どもと、ではなく「自分」としっかり向き合っているということが分かります。
対人援助職は常に、利用者を通じて「自分」の人生や人格と向き合わなければならないお仕事です。その中でも、事故が起こらないよう、怪我をさせないよう、子どもたちを楽しく支援するよう、毎日を必死に過ごしていると思います。
そんな一人ひとりの皆さんに、尊敬の気持ちでいっぱいです。

不適切な場面をなくすための取り組み

まずは普段から何でも言い合える関係に職員になる。

利用者の予測される行動を事前に共有する。

不適切支援と思われる行動を負担なく口頭でなく報告できる仕組み（今回のアンケートのような仕組みを教室内に設置）

子どもの様子について常にスタッフ間で情報を共有し合う。

支援も仕事も、1人で抱え込まないようにする。

気になったことを気軽に確認し合う関係づくり。

不適切な場面をなくすための取り組み

これって虐待に繋がるんじゃないの？というようなことがあれば提出する。

お子さまのいろいろなケースに対しての適切な対応事例を、しめしてほしい。

お子さまの暴力的シーンでの、対処の仕方などを学びたい。

過去の虐待と認定されたパターンを研修で共有する。

“出来ない”というヘルプ出しをスタッフ間で言いやすい環境

熱しそうな場面での支援交代

送迎時、事故になりそうで大きな声を出さざるを得ない事があるので添乗員必須化

法人とともにでなければ 解決できない！

不適切支援や虐待は、職員の倫理観や人格も
勿論、重要な部分を占めておりますが
どんなに優れた人格者でも、人的・物的環境がなければ
不適切な場面ができてしまうことはあり得ます
その解決は「法人とともに」進める必要があります

**不適切支援がある職場は
職員も傷ついている状態と考えます
「子どもにつらい経験をさせてしまった」
「未然に防ぐことができなかった」
「咄嗟に大きな声をあげてしまった」
設置者と職員が一体的に
解決を図るべきものなのです**





子ども側のリスク

危険な行動がある子どもたち

多動・衝動

道路の飛び出しや他クラスへの徘徊等、日常保育の中でも関わりの難しさを感じるケース。子どもの思いに反して行動制限を加える言葉かけや動きを制限するための身体補助が多くなりやすい。

他害

意思を伝える手段として発話によるコミュニケーションが未発達な子どもは、もどかしい気持ち、不安な気持ち、訴えを、噛みつき等の他害で表すことがある。

癇癩

切り替えができない、こだわりがある等により自分の気持ちの折り合いがつかないと長時間泣き止まない子や、大きな声で叫ぶ、泣く等が続けることがある。暴れる、逃げ出す等二次的な問題も起きやすい。

何らかの育てにくさを
持っている子は
受ける側になりやすい

その子はなぜ「育てにくい」と思われるのだろう

虐待や不適切支援は
なくせない前提で
それぞれに対策をする

いつでもだれでも当事者になりうるリスクをもっている



**今回、悩みが多かった
子どもの暴力や癩癩に対して
どんな対応が望ましいのか
みんなで検討したいと思います**



自傷・他害行為はなぜ起こるのだろう

不快を感じているけど、伝えられない、伝わらない



感覚特性

こだわり

体の発達
の遅れ



トラウマ
体験

自傷・他害行為は緊張の発散

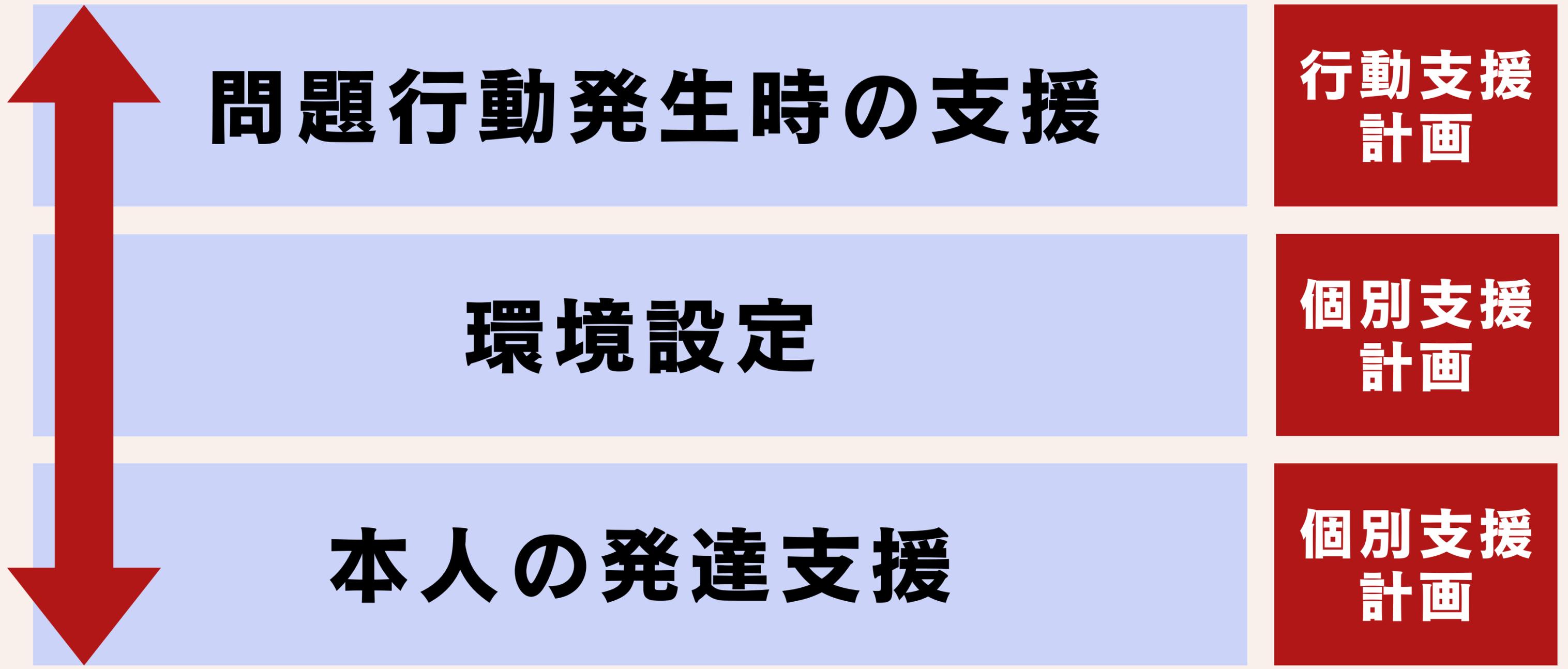
感覚特性、こだわり、体の発達の遅れ、トラウマ体験等、子ども本人が身体的・精神的にストレスを感じている状況があり、その調節がうまくできないことで緊張が高まっていき、自傷行為や他害行為として「**発散**」している状況があります。

●発達障害が「**発達の遅れ**」と表現される理由

精神、知的発達の遅れは、身体の発達、内臓機能や関節、筋肉等の発達の遅れでもあると考えられている。感覚統合の遅れにより筋肉や関節の動きのぎこちなさや緊張の強さ等に繋がっているといわれている。



三層構造の支援体制



問題行動発生時の支援

**行動支援
計画**

環境設定

**個別支援
計画**

本人の発達支援

**個別支援
計画**



本人の発達支援

本人の発達支援の着眼点

知的発達の
遅れ

正常発達の
未発達

障害特性の
行動様式

感覚統合

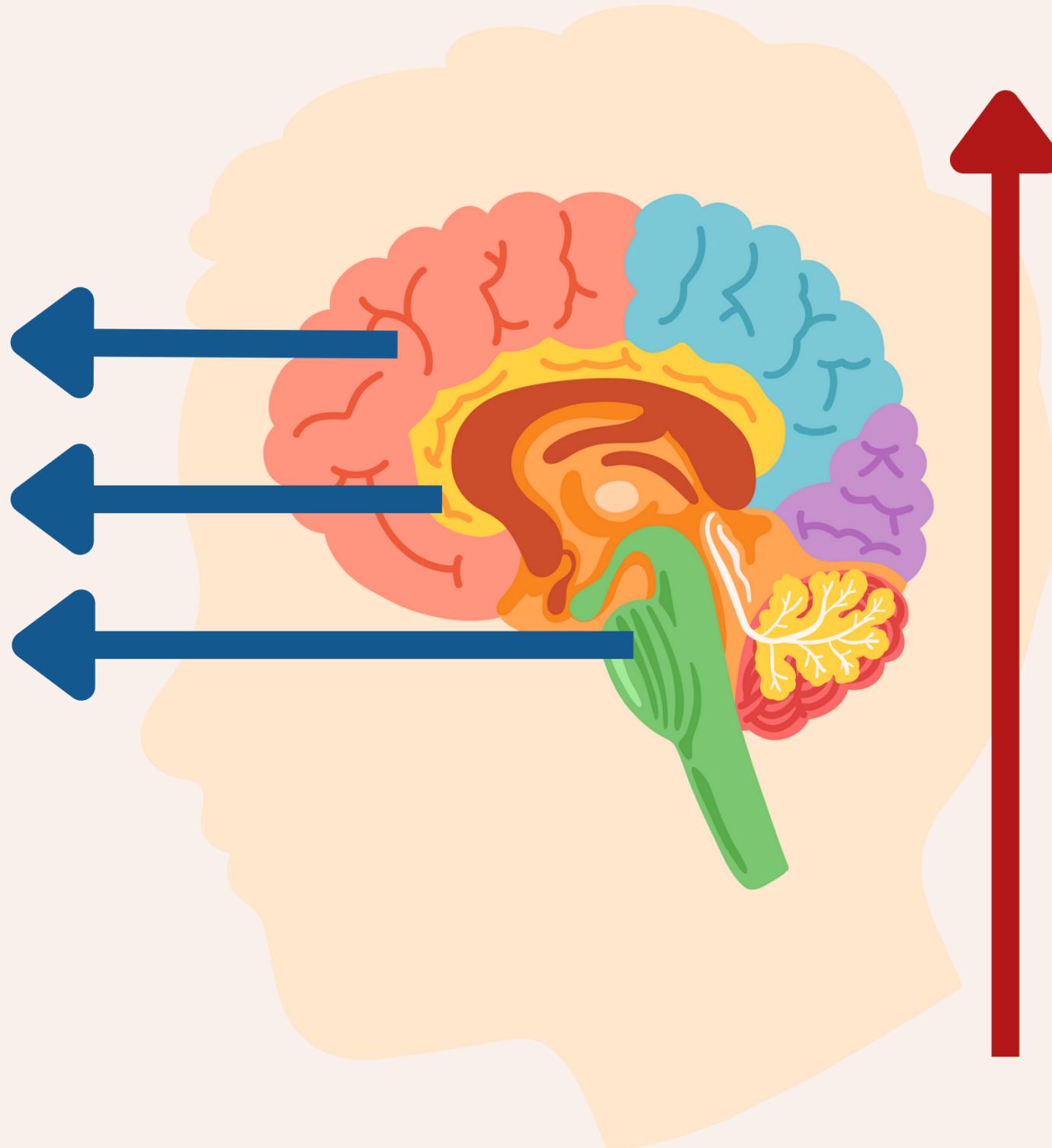
運動発達

心理的課題

発達障害（自閉症、ADHD）という診断名だけでなく、アセスメントにより様々な角度から子どもの本人像を積み上げていきましょう。

人間の脳の発達

大脳皮質
大脳辺縁系
脳幹



大脳皮質

こころの脳。社会の脳。

「赤信号だから渡ってはいけない」

「今は静かにしなくちゃ」

「鍋を触ると熱いから気を付けよう」

大脳辺縁系

感じる脳。

感情や愛着など情動活動。

脳幹

爬虫類の脳。生存のための脳。

脈拍、体温、暑い寒い、痛い等の反

応。反射、防衛反応。

脳幹の発達からはじまる

脳幹は、食事、排泄、睡眠、安全等の**生命維持機能**です。

脳幹の発達**は胎児期からはじまり、乳幼児期に五感を感じる様々な経験を重ねていくことで急速に発達し、少しずつ大脳皮質が育っていきます。**それにより、原始反射が消失していきます。原始反射が消失することは次の能力を獲得したことともいえます。

乳幼児期に安心や愛着を感じながら多様な感覚に触れていく経験ができないと、大脳皮質（社会性の脳）の発達が遅れていきます。

このことから発達に遅れのあるお子さんは原始反射という本能的行動を適切に制御することができず、それが発達上のつまずきや困った行動として評価されることがあります。

①原始反射残存による発達の困り

「特にモロー反射（上下肢の連合反応）の残存傾向を持つ子どもたちは、すべての感覚に過敏に反応し、注意集中や視知覚・前庭感覚・協調運動、学習や身体機能(パフォーマンス)に多大な影響を受けています。具体的には固視が苦手で、追視をさせると目だけで追うことができず頭部・下顎、時に体幹までも動きます。」

(札幌医師会医療福祉センター札幌あゆみの園 加藤静恵)

原始反射が滞留すると、自然な発達が妨げられ、子どもの社会的・教育的生活に支障をきたすことがあります。また、精神運動の発達にも影響を与える可能性があります。

(論文「健康な就学前の子どもの運動能力に関連する原始反射活動」)

●バビンスキー反射（踵からつま先に向けて固いものでこすると親指が甲側にひらく）

つま先歩き、偏平足、早歩き、捻挫しやすい等

●非対称性緊張性頸反射（赤ちゃんの顔を左右どちらかに向けると向いた方の足を伸展、反対の足を屈曲する）

顔を向けた方向の物に手を伸ばし、取ろうとする動きに繋がるため、目と手の協応につながる動作。

その為この反射の残存があると書字困難、手と目の協調運動の困難、スポーツの苦手さ等につながる。

② 感覚統合の未発達による影響



感覚統合は、体から入ってきた感覚を整理するはたらきです。この隣り合っているブロックがお互いの感覚を支えながら、成り立っています。

感覚統合が未発達だと、触れて物の識別をする部分で防衛反応が働き危険だと感じたり、愛着を育むためのスキンシップでも拒絶したり、触られない素材のものがあつたり、姿勢を保てなかったり、力の加減がわからなかったりという、日常生活上の困りとして表れることがあります。

なぜ、感覚統合が遅れているか

人間の脳の中でも社会性を司る部分は後から発達します。

まずは**生存のための脳を育てること**が重要です。そのためには、乳幼児期から五感を味わう体験を通じ、外の世界にある様々なもの、事象、自然に対し、周りの大人とのやりとりの中で安心と探索を繰り返し、神経のつながりを作っていくことが重要な経験になります。実は、普通の営みの中で、十分養うことができるのです。

発達がゆっくりなお子さんは、生まれもった発達の特性としての要素とそれによる経験の少なさなどから、反応の強さや不安の強さ、喜怒哀楽の激しさなどから、ごく普通の生活の中でそれらを経験することが難しかったという背景も、考えられます。

③知的な発達がゆっくりなお子さん

知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされています。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われていています。（概ね18歳までに診断を受けている）
知能指数は70以下が目安となりますが、適応能力が高ければ知的障害と診断を受けず、また気づかずに成人になることもあります。
知的な発達に遅れのあるお子さんは知能指数を高める指導ではなく適応能力や非認知能力の向上にアプローチすることが有用です。

日常生活の適応機能の3領域

概念的領域

記憶、言語、読字、書字、数学的思考、実用的な知識の習得、問題解決、および新規場面における判断においての能力についての領域

社会的領域

特に他者の思考・感情・および体験を認識すること、共感、対人的コミュニケーション技能、友情関係を築く能力、および社会的な判断についての領域

実用的領域

特にセルフケア、仕事の責任、金銭管理、娯楽、行動の自己管理、および学校と仕事の課題の調整といった実生活での学習および自己管理についての領域

放課後等デイサービスガイドラインでも障害のある子どもの「適応行動」を増やしていくような発達支援をするように求められており、だから推奨されるアセスメントが日本版Vineland II（適応行動尺度）なのです。



問題行動への支援

自傷・他害への基本姿勢

ケガせず、ケガさせず

子どもの権利擁護、不適切支援をなくすということは「子どもの問題行動への介入をしてはならない」でも「子どもを叱らない」でもありません。**生命、身体、財産への侵害がある場合は、介入**します。ただ、他害が起きてからできる事は限られていますので、基本的な支援としてはやはり“**発生させない未然防止の環境づくり**”が重要です。それでもいざ切迫した状況が訪れたときのため、他の児童の安全、本児の安全、職員の安全を第一に考えた対応配置を考えましょう。

いざ暴力的場面に発展したら

自傷行為

無理にやめさせようとする¹と職員²の力の抵抗で悪化させる場合があるため、身の回りから危険なものを避けたり、マットで保護する。

他害行為

手を顔の前で肩幅ほどに開き視界を狭くさせ、職員も構えを取る。掴みかかってきた時は児童の力の向きに抵抗せず力が加わっている方向に体を避ける。児童の体が傾き解放されたら背後に回り優しく背中をさすったり腰に手を添え安心させる。児童が床に寝転んだときも力をかけず優しく手を添える。

自己刺激

自傷行為や他害行為等の意図ではなく感覚の刺激としてやっている場合は他の危険ではないものに置き換えさせたり、本人が集中出来る遊び等を提供する。

自分の体のコンディションも含めて環境

本人の行動観察を行う際は
行動のキッカケ、その後の結果だけでなく
「本人の体のコンディション」も含めて
環境であると認識し、分析しましょう

不快を感じているけど、伝えられない、伝わらない



暑い

汗が不快

おなかが
苦しい



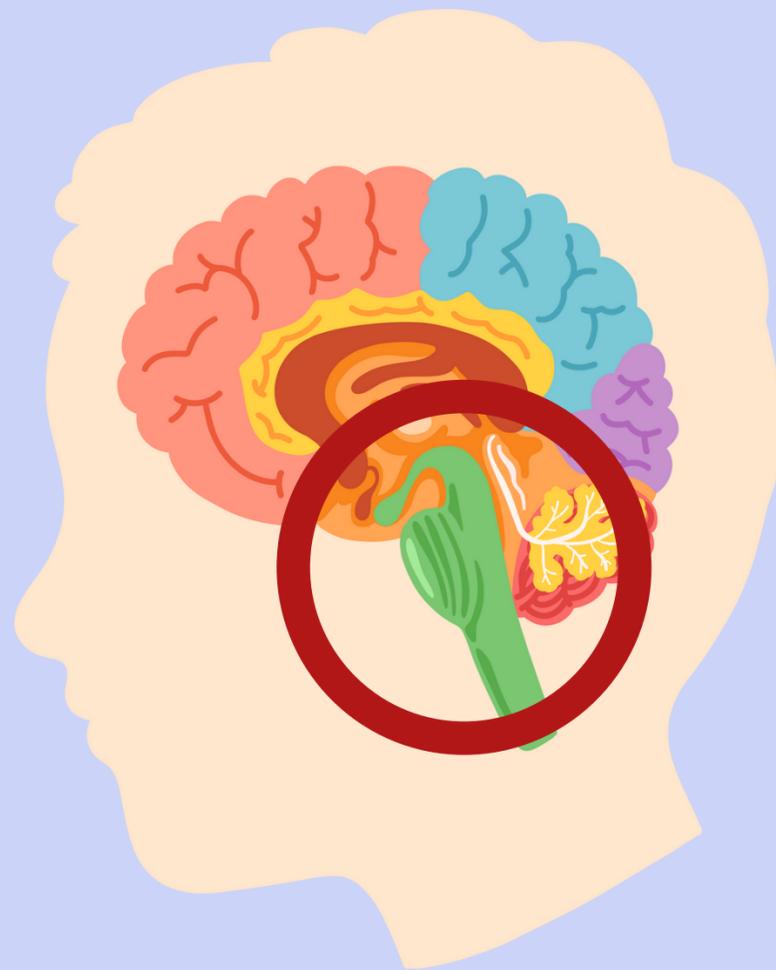
眠い

生存のための脳も未発達だから

脳幹

爬虫類の脳。生存のための脳。

脈拍、体温、暑い寒い、痛い等の反応。反射、防衛反応。



自分の体温、脈拍、睡眠等を整えることも難しく、日中聴こえている音が耐えられないほど苦痛だったり、光に敏感でとてつもなく眩しく感じたり、皮膚からの刺激に対しても敏感で、苦痛で、着られない服が合ったり、触れないものが多かったり、不安と恐怖だらけの世界で生きている感覚です。それは、殺気立つ感覚を持って無理はないと思います。

活動の中での“ゆるまり”を意識

ゆっくり筋肉を動かす

脳幹の発達が未発達で、社会性の脳の発達には至っていない子どもたちは、感覚統合も未発達ゆえに筋肉の使い方にも特性を持っています。筋肉の中には速筋と遅筋という種類がありますが、感覚統合が未発達であると遅筋の育ちが弱く、基本的な動作が速筋という早く動く筋力による動作になっていると言われていています。そのため、**理性的に子どもを止めようと思っても、本能、反射で素早く動く子どもたちの行動を止められなくて当然**ではあります。ゆっくり動く運動を通じて遅筋を育てていくことも他害発生の予防になります。



**問題行動だけの対処では
いたちごっこの毎日で皆が不幸になり
職員が笑顔、職員が幸せでなければ
子どもに元気を与えられません
支援者としての自信のためにも
支援力を高める研鑽を続けよう**

